

県北広域振興局長告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成27年11月24日

県北広域振興局長 高 橋 信

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100494	特定非営利活動法人く るみの家	宅朗所 くるみの家	九戸郡九戸村大字伊保 内第14地割21番地 3	平成27年11月30日